

## しぶかわ暮らし応援キャンペーン事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍の長期化に伴う物価高騰により大きな打撃を受けている市民の暮らしを応援するとともに、市内小売店、飲食店等の利用機会を増進させ、市内事業者を支援することを目的として実施する、しぶかわ暮らし応援クーポン券の発行及び取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) しぶかわ暮らし応援クーポン券 市が発行する様式第1号の割引クーポン券をいう。
- (2) 事業者 市内で店舗又は施設を営む法人又は個人事業主をいう。
- (3) 取扱店 しぶかわ暮らし応援クーポン券が利用できる店舗又は施設をいう。
- (4) 移動販売店舗 買い物弱者の支援を目的として、市内を巡回して営業するものをいう。
- (5) 利用者 しぶかわ暮らし応援クーポン券を利用する者をいう。
- (6) 群馬県が実施する「ストップコロナ！対策認定制度」の対象となる小売・飲食サービス業等の店舗又は施設 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の大分類のうち、次に掲げる事業を営む店舗又は施設をいう。

ア 卸売業、小売業。ただし、卸売業を除く。

イ 宿泊業、飲食サービス業

ウ 生活関連サービス業、娯楽業

エ 教育、学習支援業。ただし、学校教育を除く。

### (しぶかわ暮らし応援クーポン券)

第3条 しぶかわ暮らし応援クーポン券は、世帯用にあつては1セット10枚（以下「世帯用」という。）、世帯員用にあつては1セット4枚（以下

「世帯員用」という。)とし、取扱店において、1枚当たり500円の割引クーポン券として利用することができる。

- 2 しぶかわ暮らし応援クーポン券は、取扱店が販売する商品又はサービス等の提供に対する支払についてのみ、利用することができる。
- 3 しぶかわ暮らし応援クーポン券は、1回あたりの会計金額が1,000円以上の場合に、1,000円ごとに1枚を上限とし、利用できるものとする。
- 4 しぶかわ暮らし応援クーポン券の利用期間は、令和4年9月1日から令和4年11月30日までとし、利用期間を過ぎたしぶかわ暮らし応援クーポン券は利用できない。
- 5 しぶかわ暮らし応援クーポン券の紛失、盗難、滅失、毀損等に対し、市はその責を負わない。

(しぶかわ暮らし応援クーポン券の交付)

第4条 市は、令和4年8月1日を基準とし、市に備え付けた住民基本台帳に登録されている世帯及び世帯員に対し、世帯用を1世帯1セット、世帯員用を世帯主を除いた各世帯員に1セットずつ交付する。ただし、配偶者からの暴力等を理由に市に避難しており、基準日において住民票を異動することができずに市に居住している世帯及び世帯員については、申出に基づき、しぶかわ暮らし応援クーポン券を交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、令和4年8月2日以降に転入又は出生し、市に備え付けた住民基本台帳に登録された世帯又は世帯員については、世帯主又は世帯員の申出に基づき、しぶかわ暮らし応援クーポン券を交付する。

(しぶかわ暮らし応援クーポン券の利用制限)

第5条 しぶかわ暮らし応援クーポン券は、次に掲げるものに対しては、利用することができない。

- (1) 現金との換金
- (2) 不動産及び金融商品
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、旅行券、図書カード、プリペイドカード、切手、郵便はがき、乗車券、印紙等の換金性が高いもの

- (4) 電子マネーへの入金
  - (5) 電気、ガス、水道等の公共料金
  - (6) コンビニエンスストアでの収納代行等、取扱店以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの
  - (7) たばこ
  - (8) 国税及び地方税等の公租公課
  - (9) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
  - (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する営業を行っている店舗又は施設に対する支払（風営法第2条第6項第4号に規定された施設以外の旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の営業許可を受けた店舗又は施設に対する支払を除く。）
  - (11) 法令又は公序良俗に反するもの
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、本要綱の目的に照らし不相当と市長が認めるもの
- （取扱店の登録要件）

第6条 取扱店に登録できる店舗又は施設は、市内に所在する店舗又は施設（移動販売店舗を含む。）とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、取扱店に登録することができない。

- (1) 市外に本社が所在する法人が営む店舗又は施設。ただし、移動販売店舗の場合はこの限りでない。
- (2) 群馬県が実施する「ストップコロナ！対策認定制度」の対象となる小売・飲食サービス業等の店舗又は施設で、当該認定を取得していない店舗又は施設
- (3) 風営法第2条に規定する営業を行っている店舗又は施設（風営法第2条第6項第4号に規定された施設以外の旅館業法第3条第1項の営業許可を受けた店舗又は施設を除く。）
- (4) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1項に規定する暴力団に係る事業者が営む店舗又は施設

(5) 法令又は公序良俗に反する営業を行っている事業者が営む店舗又は施設

(取扱店の登録申請)

第7条 取扱店への登録を希望する事業者は、しぶかわ暮らし応援クーポン券取扱店登録申請書(様式第2号)に必要事項を記入し、群馬県が実施する「ストップコロナ!対策認定制度」の対象となる小売・飲食サービス業等の店舗又は施設にあつては当該認定を取得していること及び有効期限が確認できる書類を添えて、市長へ提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、「しぶかわ元気券発行事業実施要綱」(令和2年渋川市要綱)第9条第1項、「渋川市食べて応援!味彩(あじさい)クーポン券2021取扱要綱」(令和3年渋川市要綱)第7条第1項、「しぶかわ小売店等応援事業実施要綱」(令和3年渋川市要綱)第8条第1項の規定に基づき取扱店に登録した事業者は、しぶかわ暮らし応援クーポン券取扱店登録意向確認書兼登録申請書(様式3号)に必要事項を記入し、群馬県が実施する「ストップコロナ!対策認定制度」の対象となる小売・飲食サービス業等の店舗又は施設にあつては当該認定を取得していること及び有効期限が確認できる書類を添えて、市長へ提出することができる。

3 市内に複数の店舗又は施設を営む事業者は、店舗又は施設ごとに登録するものとする。

4 複数の店舗又は施設が含まれる商業施設等は、当該施設内の個別のテナント店舗又は施設ごとに登録するものとする。

5 取扱店の登録申請の期間は、令和4年11月18日までとする。

(取扱店の登録申請の審査及び登録)

第8条 市長は、前条の申請があつた場合は、これを審査し、取扱店として認められるときは、取扱店に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき取扱店として登録した事業者に対し、しぶかわ暮らし応援クーポン券取扱店登録通知書(様式第4号)及びしぶかわ暮らし応援クーポン券取扱店登録証明書(様式第5号)(以下「取扱店登録証明書」という。)を交付する。

(取扱店の登録手数料等)

第9条 取扱店の登録申請に係る手数料及びしぶかわ暮らし応援クーポン券の換金手数料は、無料とする。

(取扱店の責務)

第10条 取扱店は、次の事項を遵守することとする。

- (1) 利用者がしぶかわ暮らし応援クーポン券を持参したときは、第3条の規定に基づき、商品の販売又はサービス等の提供を行うこと。
- (2) しぶかわ暮らし応援クーポン券の利用があった場合は、しぶかわ暮らし応援クーポン券1枚に対し、500円を会計金額から控除すること。
- (3) 利用者が持参したしぶかわ暮らし応援クーポン券について、要綱第3条第3項又は第4項に基づかない利用の場合、要綱第5条に該当するものに対する利用の場合又は偽造、変造等による不正使用が疑われる場合は、受取を拒否するとともに速やかに市へ連絡すること。
- (4) しぶかわ暮らし応援クーポン券の再利用を防止するため、受け取ったしぶかわ暮らし応援クーポン券の裏面取扱店欄に必ず取扱店名を記入し、又は押印すること。この場合において、既に他の取扱店名等の記入があるものは、受取を拒否すること。
- (5) しぶかわ暮らし応援クーポン券の再利用、交換、譲渡又は売買は行わないこと。
- (6) 利用者から受け取ったしぶかわ暮らし応援クーポン券は、紛失、盗難、滅失、毀損には厳に注意して管理するとともに、換金期間内に換金を行うこと。
- (7) 市が配布する取扱店であることを示すポスターについては、店頭など利用者の分かりやすい場所に掲示すること。
- (8) 群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）及び渋川市暴力団排除条例を遵守すること。

(換金方法等)

第11条 取扱店は、使用済しぶかわ暮らし応援クーポン券を換金するときは、次のいずれかの方法により申請することができる。

(1) 別に市が定める取扱金融機関に第8条第2項の規定により交付を受けた取扱店登録証明書を提示するとともに、しぶかわ暮らし応援クーポン券換金申請書(様式第6号)に使用済しぶかわ暮らし応援クーポン券を添えて申請をする。ただし、1回の申請当たりの使用済みしぶかわ暮らし応援クーポン券の枚数は500枚を上限とする。

(2) 市に第8条第2項の規定により交付を受けた取扱店登録証明書を提示するとともに、しぶかわ暮らし応援クーポン券換金申請書兼請求書(様式第7号)に使用済しぶかわ暮らし応援クーポン券を添えて申請をする。

2 申請できる額面は、添付する使用済しぶかわ暮らし応援クーポン券の枚数分の割引額を上限とする。

3 しぶかわ暮らし応援クーポン券の換金期間は、令和4年9月1日から令和4年12月28日までとする。

(取扱店の取消し等)

第12条 市長は、申請内容に虚偽が判明した場合、この要綱に違反する行為が認められた場合又は市に損害を及ぼす行為があった場合は、換金の拒否又は取扱店登録の取消しをすることができるものとする。

2 市長は、前項により損害金が発生した場合、その費用を取扱店に請求することができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

しづかわ暮らし応援クーポン券

会計金額1,000円以上で  
500円引き

利用期限：令和4年11月30日（水）

縦：76mm 横：160mm

取扱店番号 (記入不要)	第	号
-----------------	---	---

しづかわ暮らし応援クーポン券取扱店登録申請書

年 月 日

渋川市長 宛

申請者

所在地  
(個人住所)

法人名  
(個人名)

代表者職氏名  
(法人の場合)

連絡先

担当者氏名

※ 法人の場合は、法人名及び法人所在地を、個人事業主の場合は、個人名及び個人住所をご記入ください。

しづかわ暮らし応援キャンペーン事業実施要綱(以下「要綱」という。)第7条第1項の規定に基づき、しづかわ暮らし応援クーポン券の取扱店として登録したく申請します。

記

1 取扱店の情報

取扱店名 (取扱店一覧掲載名)																		
取扱店所在地	〒	—	渋川市															
電話番号	—																	
FAX番号	—																	
業種	<input type="checkbox"/> 小売業			<input type="checkbox"/> 宿泊業			<input type="checkbox"/> 飲食サービス業			<input type="checkbox"/> 生活関連サービス業			<input type="checkbox"/> 娯楽業			<input type="checkbox"/> 教育、学習支援業		
	<input type="checkbox"/> その他 ( )																	
ストップコロナ！対策認定の取得	<input type="checkbox"/> 取得しています (認定番号 )																	
	<input type="checkbox"/> 該当しません																	
主な取扱品等	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13					
	13文字以内でご記入ください。																	



## 2 登録資格

- 市内に本社が所在する法人が営む市内の店舗又は施設
- 個人事業主が営む市内の店舗又は施設
- 買い物弱者の支援として、市内を巡回して営業を行う移動販売店舗

※チェーン店及び大規模小売店舗の場合も、上記の条件に該当する店舗又は施設は登録できます。

- 県の「ストップコロナ！対策認定制度」の認定を取得しています。  
「ストップコロナ！対策認定制度」の対象となる小売・飲食サービス業等の店舗又は施設の場合  
(小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業)
- 要綱第6条に規定する登録資格に該当することを宣誓します。

※次のいずれかに該当する店舗又は施設は、取扱店に登録できません。

- ①市外に本社が所在する法人が営む店舗又は施設（移動販売店舗はこの限りでない。）
- ②「ストップコロナ！対策認定制度」の対象となる小売・飲食サービス業等の店舗又は施設で、当該認定を取得していない店舗又は施設
- ③風営法第2条に規定する営業を行っている店舗又は施設（風営法第2条第6項第4号に規定された施設以外の旅館業法第3条第1項の営業許可を受けた店舗又は施設を除く。）
- ④渋川市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団に関係する事業者が営む店舗又は施設
- ⑤法令又は公序良俗に反する営業を行っている事業者が営む店舗又は施設

## 3 取扱店の責務

要綱第10条に規定する取扱店の責務を遵守します。

- 利用者がしぶかわ暮らし応援クーポン券を持参したときは、第3条の規定に基づき、商品の販売又はサービス等の提供を行います。
- しぶかわ暮らし応援クーポン券の利用があった場合は、しぶかわ暮らし応援クーポン券1枚に対し、500円を会計金額から控除します。
- 利用者が持参したしぶかわ暮らし応援クーポン券について、要綱第3条第3項又は第4項の規定に基づかない利用の場合、要綱第5条に該当するものに対する利用の場合又は偽造、変造等による不正利用が疑われる場合は、受取を拒否します。
- しぶかわ暮らし応援クーポン券の再利用を防止するため、受け取ったクーポン券の裏面取扱店欄に必ず取扱店名を記入し、又は押印します。この場合において、既に他の取扱店名等の記入があるものは、受取を拒否します。
- しぶかわ暮らし応援クーポン券の再利用、交換、譲渡又は売買は行いません。
- 利用者から受け取ったしぶかわ暮らし応援クーポン券は、紛失、盗難、滅失、毀損には厳に注意して管理するとともに、換金期間内に換金を行います。
- 市が配布する取扱店であることを示すポスターについては、店頭など利用者の分かりやすい場所に掲示します。
- 群馬県暴力団排除条例及び渋川市暴力団排除条例を遵守します。

## 4 添付書類

「ストップコロナ！対策認定制度」の認定の取得及び有効期限が確認できる書類  
(認定証の写し、認定ステッカー又は認定ポスターの写真など)

※ 「ストップコロナ！対策認定制度」の対象となる店舗又は施設の場合

取扱店番号 (記入不要)	第	号
-----------------	---	---

(整理番号 第 号)

しづかわ暮らし応援クーポン券取扱店意向確認書（兼登録申請書）

年 月 日

渋川市長宛

申請者

所在地  
(個人住所)

法人名  
(個人名)

代表者職氏名  
(法人の場合)

連絡先

担当者氏名

※ 法人の場合は、法人名及び法人所在地を、個人事業主の場合は、個人名及び個人住所をご記入ください。

しづかわ暮らし応援クーポン券の取扱店登録についての意向は、下記のとおりです。  
(該当する方へ☑をしてください。)

- 1 しづかわ暮らし応援クーポン券取扱店登録の意向についてお聞きします。  
 登録を希望する                       登録を希望しない  
 (希望しない理由: )
  
- 2 しづかわ暮らし応援クーポン券取扱店登録にあたって、しづかわ元気券、味彩クーポン券2021又はモノ・コトクーポン券で登録した情報の内容に変更がありますか。  
 変更する     変更しない  
 変更する項目について、下段表の右欄にご記入ください。

しづかわ暮らし応援キャンペーン事業実施要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、しづかわ暮らし応援クーポン券の取扱店として登録したく申請します。

【取扱店の情報】	【参考】しづかわ元気券、味彩クーポン券2021又はモノ・コトクーポン券登録内容	しづかわ暮らし応援クーポン券						
取扱店名 (取扱店一覧掲載名)								
取扱店所在地		渋川市						
電話番号		— —						
FAX番号		— —						
業種								
ストップコロナ！対策認定		<input type="checkbox"/> 取得しています <input type="checkbox"/> 該当しません (認定番号 )						
主な取扱品等 13文字以内で ご記入ください。		1	2	3	4	5	6	7
		8	9	10	11	12	13	/

**【登録資格】**

- 市内に本社が所在する法人が営む市内の店舗又は施設
- 個人事業主が営む市内の店舗又は施設
- 買い物弱者の支援として、市内を巡回して営業を行う移動販売店舗

※チェーン店及び大規模小売店舗の場合も、上記の条件に該当する店舗又は施設は登録できます。

- 県の「ストップコロナ！対策認定制度」の認定を取得しています。  
「ストップコロナ！対策認定制度」の対象となる小売・飲食サービス業等の店舗又は施設の場合  
(小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業)
- 要綱第6条に規定する登録資格に該当することを宣誓します。

※次のいずれかに該当する店舗又は施設は、取扱店に登録できません。

- ①市外に本社が所在する法人が営む店舗又は施設（移動販売店舗はこの限りでない。）
- ②「ストップコロナ！対策認定制度」の対象となる小売・飲食サービス業等の店舗又は施設で、当該認定を取得していない店舗又は施設
- ③風営法第2条に規定する営業を行っている店舗又は施設（風営法第2条第6項第4号に規定された施設以外の旅館業法第3条第1項の営業許可を受けた店舗又は施設を除く。）
- ④渋川市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団に関する事業者が営む店舗又は施設
- ⑤法令又は公序良俗に反する営業を行っている事業者が営む店舗又は施設

**【取扱店の責務】**

要綱第10条に規定する取扱店の責務を遵守します。

- 利用者がしぶかわ暮らし応援クーポン券を持参したときは、第3条の規定に基づき、商品の販売又はサービス等の提供を行います。
- しぶかわ暮らし応援クーポン券の利用があった場合は、しぶかわ暮らし応援クーポン券1枚に対し、500円を会計金額から控除します。
- 利用者が持参したしぶかわ暮らし応援クーポン券について、要綱第3条第3項又は第4項の規定に基づかない利用の場合、要綱第5条に該当するものに対する利用の場合又は偽造、変造等による不正利用が疑われる場合は、受取を拒否します。
- しぶかわ暮らし応援クーポン券の再利用を防止するため、受け取ったクーポン券の裏面取扱店欄に必ず取扱店名を記入し、又は押印します。この場合において、既に他の取扱店名等の記入があるものは、受取を拒否します。
- しぶかわ暮らし応援クーポン券の再利用、交換、譲渡又は売買は行いません。
- 利用者から受け取ったしぶかわ暮らし応援クーポン券は、紛失、盗難、滅失、毀損には厳に注意して管理するとともに、換金期間内に換金を行います。
- 市が配布する取扱店であることを示すポスターについては、店頭など利用者の分かりやすい場所に掲示します。
- 群馬県暴力団排除条例及び渋川市暴力団排除条例を遵守します。

**【添付書類】**

「ストップコロナ！対策認定制度」の認定の取得及び有効期限が確認できる書類  
(認定証の写し、認定ステッカー又は認定ポスターの写真など)

※ 「ストップコロナ！対策認定制度」の対象となる店舗又は施設の場合

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

（事業所名）

（代表者名） 様

渋川市長

（産業観光部商工振興課）

（公印省略）

しぶかわ暮らし応援クーポン券取扱店登録通知書

しぶかわ暮らし応援キャンペーン事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおりしぶかわ暮らし応援クーポン券の取扱店に登録したことを通知します。

記

1 取扱店番号

第 号

2 取扱店名

（取扱店名）

3 取扱店所在地

（取扱店所在地）

様式第5号（第8条関係）

（表面）

[令和4年12月28日有効まで]		
取扱店番号	第	号
取扱店名	（取扱店名）	
所在地	（取扱店所在地）	
渋川市長		

（裏面）

しぶかわ暮らし 応援クーポン券 取扱店登録証明書
--------------------------------

縦55mm×横91mm

しづかわ暮らし応援クーポン券 換金申請書

令和 年 月 日	
金融機関名称	本・支店名
銀行・信金 信組・農協	本店 支店 その他
金融機関コード	支店コード
預金種別	口座番号 (※右詰で記入)
普通・当座	
(フリガナ)	
口座名義	
(取扱店名)	
(所在地)	
(電話番号)	- -

金額	: 千 万	: 百 万	: 拾 万	: 万	: 千	: 百	: 拾	: 円
						0	0	

※@500円×使用済クーポン券枚数の金額をご記入ください。

使用済クーポン券枚数 (換金枚数)	
合計	枚

取扱店番号	第 号
-------	-----

金融機関受付印

(①取扱店 → ②金融機関 (受付店) → ③金融機関 (代表店) → ④取りまとめ金融機関 → ⑤渋川市)

# しづかわ暮らし応援クーポン券 換金申請書兼請求書

渋川市長 様

下記のとおりしづかわ暮らし応援クーポン券の換金申請し、及び請求します。

日付 年 月 日

## 【申請者・請求者】

法人 の場合	所在地	
	法人名	
	代表者の職 氏名	印
	電話番号	

個人 事業主 の場合	(個人の) 住所	
	氏名	印
	電話番号	

※日中連絡の付く電話番号を記載してください

## 【取扱店情報】

取扱店名	
取扱店 所在地	

取扱店番号	
第 号	

## 【請求金額・入金先口座】

金額	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
							00	

※@500円×換金するしづかわ暮らし応援クーポン券枚数の金額をご記入ください。

### 【内訳】

券名	枚数
しづかわ暮らし応援 クーポン券	枚

金融機関名称		支店等名	
銀行・信金 信組・農協		支店・出張所 営業部・支所	
預金 種別	普通・当座	口座 番号 (右詰)	
(フリガナ)			
口座名義			

受付印
-----

取扱店→市商工振興課（第二庁舎）に提出してください。